

中国の財政，税制改革と 当面する財政課題

齊 藤 節 夫

はじめに

一. 財政改革

1. 「分税制」以前の財政制度
2. 「分税制」

二. 租税改革

三. 現在の財政状況と当面する財政課題

1. 中央財政と地方財政
2. 省の財政状況
3. 予算内資金と予算外資金
4. 国家の財政収支構造

おわりに

はじめに

中国経済は1979年以降高度経済成長が持続している。これは言うまでもなく中共11期3中総会（1978年開催）以降、「改革，開放」，「社会主義市場経済」といった政策を採ったことに起因している。

しかるに，現在では，高度成長に伴う「ひずみ」も発生している。

現在当面する緊急の課題はインフレの抑制，国有企業の改革，農業振興であるし，また，これ以外でも都市と農村，沿海地帯と内陸部の格差，拜

金主義、共産党と軍隊の腐敗、地域主義、少数民族問題、社会秩序の乱れ等深刻な問題も山積みしている。

今後中国がどの方向に進むのかは、高度経済成長の下で、さまざまな「ひずみ」をどのように解決するのかにかかっていると見えよう。

この論文では、現在の中国の財政改革と税制改革並びに中国の財政の実態について分析する。その場合、まず中央財政と地方（省）財政との関係、及び財政収支構造を税制改革との関連でみておくことが肝要である。

というのは、第一に中国にとって現在並びに今後とも中央と地方の関係は決定的に重要であるからだ。国家財政のうちで中央財政と地方財政を区分し、財政権限が中央にあるのか地方にあるのかを考察することは中央集権と地域主義との関係を分析する上でポイントである。

第二に、財政収支構造を分析する場合、財政収入の構造面についてふれておく必要がある。以前は歳入の主たる財源は国有企業の上納利潤であったが、現在では「利改税」（利潤上納を税金納付とする方法）の2回の制度改革により税収が主要な財源となった。そのために、税制改革の内容及び改革の意図についてみておくことが必要不可欠である。

よって、一で財政改革、二で租税改革について述べる。三では、一、二を基礎に中央財政と地方財政の実態と国家財政の当面する諸課題について分析する。

一. 財政改革

1. 「分税制」以前の財政制度

中央財政と地方（省）財政の関係を考える場合、「分税制」が重要である。というのは、現時点での財政改革の終着点が分税制であるためである。1993年秋に開催された中共14期3中総会では、当面の財政課題では、①分税制、②税制、③国有企業の利潤分配を含む財政・租税制度の改革は財政制度上重要な意義を持つ改革としたが、まさにその通りであろう。

分税制とは地方政府が税収の一定額を中央政府に上納する制度（つまり地方の財政請負制）を、国税と地方税に分離し（分税制）、中央財政と地方財政を各々確立することをさす。

まず、ここでは分税制を考える前提として分税制にいたる経過についてみておきたい。中国は1979年以前は「統収統支」（地方の収入を中央政府が吸いあげ中央が地方に分配する制度）の方式をとり、かなり中央政府の権限が強い財政構造であった。

しかるに、1980年代の3回の改革を通じて地方に財政管理を請け負わず制度を実施してきた。

第一回は1980年から1984年にかけて行なわれた「収支を分けて分級で請け負う」方式である。1980年から開始し、北京、上海、天津市を除くすべての省で実施した。この方式により、「財政権限を高度に集中し財力を統収統支する」やり方は打破された。

第二回は、1985年から1987年にかけて行なわれた「税種を区分し収支を査定し分級で請け負う」方式である。これは「利改税」（国有企業で利潤上納を税金納付とする方式）の実施後に行われた。「利改税」の定めた税種に応じて財政収入の範囲を分け、中央税、地方税、中央と地方の共有する税とする制度であり現在の分税制への第一歩である。

第三回は、1988年以来行なわれた各種形式の「地方での財政請負制」である。全国の大部分で異なる形式の財政請負制を実施した。1表で示すように、(1)「収入逦増請負」、(2)「総額配分」、(3)「総額配分プラス増収配分」、(4)「定額上納」、(5)「上納額逦増請負」、(6)「定額補助」等のやり方がある(注1)。

これらの改革により中央の財政権限に対して地方の財政権限が強くなった。

しかし、現在では弊害も指摘されている。まず、財政収支に占める中央財政収支の低下を招いた。詳細は後述するが6表に示すように中央財政収支は全体の収支の40%を占めるにすぎない。さらに、国民総生産に占め

る財政収入も1978年の31.2%から1992年には16~17%に低下し、また、国民所得に占める財政収入の割合も1978年の37%台から20~21%へと低下している(2表参照)。中央財政収入の比率の低下は地方の権限の増大とともに、中央が財政を通して全国的な観点から資金を再配分する際のネックとなっている。たとえば、現在中国経済の課題の一つになりつつある沿海部と内陸部、都市と農村の所得格差の是正は中央の予算を配分することによって実施すべきであるが現在の状況では仲々むつかしい。

こうした弊害を是正するために分税制に移行することになる。

1表 地方での財政請負制

やり方	内 容	地 方
(1) 収入逓増請負	87年の決算数字を「基数」として各地方の財政収入の逓増率と留保、上納比率を確定し請負わせる	北京市、河北省、遼寧省(瀋陽市、大連市を除く)、瀋陽市、ハルビン市、江蘇省、浙江省(寧波市を除く)、寧波市、河南省、重慶市の10地区
(2) 総額配分	地方収入を中央と地方で分割	天津市、山西省、安徽省の3地区
(3) 総額配分プラス増収配分	(2)は増収した部分は地方に残る。 (3)は増収した部分も中央と地方で分ける	大連市、青海市、武漢市の3地区
(4) 定額上納	一定額を中央に上納すればすべて地方に留保できる	上海市、山東省(青島市を除く)、黒龍江省(ハルビン市を除く)の3地区
(5) 上納額逓増請負	上納額を毎年逓増させていく方法	湖南省、広東省の2地区
(6) 定額補助	財政赤字に悩む地方に中央が財政補助	吉林省、江西省、陝西省、福建省、海南省、甘肅省、湖北省(武漢市を除く)、四川省(重慶市を除く)の8地区並びに5自治区と貴州省、雲南省、青海省の8民族地区

(資料)『中国経済年鑑』1989年版Ⅲ-2頁。

2表 GNP, 国民所得に占める財政収入の割合

年 度	GNPに占める財政収入 (%)		国民所得に占める財政収入 (%)	
	国外借款を 含まず	国外借款を 含む	国外借款を 含まず	国外借款を 含む
1978	31.2	31.2	37.2	—
1979	26.7	27.6	31.9	32.9
1987	20.0	21.0	24.3	25.4
1988	17.7	18.7	21.2	22.4
1989	17.5	18.4	21.3	22.4
1990	17.7	18.7	21.8	23.0
1991	17.0	17.8	20.7	21.8
1992	16.6	17.4	20.0	21.1

(資料) 『中国統計年鑑 (1993年版)』 p. 68.

2. 分税制

前述したような過程を通して分税制が確立されたが、分税制は次のような特徴を持つ。

第一に、職務権限を区分することを基礎に税種を区分している。中央政府は国防、外交、武装警察、重点建設、中央財政負担の内外債務の元利支払い、中央直属行政事業単位の経費等に対して責任をおう。その他のことは地方政府が責任を持つ。

第二に、具体的には税の種類にもとづき中央財政固定収入、地方財政固定収入、共通収入（国と地方が共有する税）に区分し、中央財政と地方財政の収支を明確にし各々の財政を確立する制度である^(注2)。中央と地方の固定収入、共通収入は3表に示す通りに区分する。

第三に、分税制は1992年に浙江、遼寧、新疆、天津、武漢、青島、大連、瀋陽、重慶等の省、市で試験的に実施されたが^(注3)、94年1月1日からは全国で実施されるにいった。

第四に、分税制は全般的に言えば中央への求心力を強めて沿海の省を中

3表 分税制に基づく税種区分

中央固定 収 入	関税、税関が徴収を代行する消費税と付加価値税、消費税、中央企業 所得税、鉄道、銀行、保険などの部門が集中的に納める収入 中国人民銀行本店が金融業務営業許可書を発給する金融企業の所得 税
地方固定 収 入	営業税（銀行、鉄道、保険部門が集中的に納付する部分を除く）、地 方企業所得税、個人所得税
共有収入	付加価値税（中央と地方が75%と25%で分ける）、証券取引税（上海 市と深圳市にしかないので、中央と地方が50%ずつ分ける）、資源税 （大部分の資源税は地方収入。石油等個別のものは中央収入）

（資料）『人民日報』1993年11月23日より作成。

心とした地域主義の高まりを抑えることを意図する。しかし、「改革、開放」政策をとって以降、中国経済は高度経済成長が続いたが、財政面でも優遇をうけた広東、福建省等の沿海の省、市は、財源が豊かになった。当面、分税制を採用すると豊かな省、市の財源が減る可能性もある。地方の省、市が過去に（1992年）分税制に反対したことを考えると軌道にのせるには時間がかかろう^(注4)。

二. 租税改革

今迄国家の財政改革を中央財政と地方財政を軸にして変遷をみてきた。

ここでは、国家財政の別の重要な面である歳入構造を中心にその変遷を分析したい。

中国の財政収入は各種税収、企業収入、債務収入、その他収入等より構成される。しかも1984年までは税収と国営企業の上納利潤である企業収入が財政収入のかなりの部分を占めていた。しかるに、1985年に国有企業の利潤上納を税金納付へと改める制度改革（「利改税」）を行った。それ以降歳入の中で、税収が大幅に増加し、税収のもつ比重が増している。

たとえば、4表で示すように、1978年では各項税収519億元、企業収

4表 国家の財政収入

(単位：億元)

年度	項目	総収入	税収	企業収入	企業欠損補助金
1978		1,121.1	519.28	571.99	
1981		1,089.5	629.89	353.68	
1982		1,124.0	700.02	296.47	
1983		1,249.0	775.59	240.52	
1984		1,501.9	947.35	276.77	
1985		1,866.4	2,040.79	43.75	
1986		2,260.3	2,090.73	42.04	-324.78
1987		2,368.9	2,140.36	42.86	-376.43
1988		2,628.0	2,390.47	51.12	-446.46
1989		2,947.9	2,727.40	63.60	-598.88
1990		3,312.6	2,821.86	78.30	-578.88
1991		3,610.9	2,990.17	74.69	-510.24
1992		4,153.1	3,296.91	59.97	-444.96
1993		5,088.2	4,255.30	49.49	-411.29

(資料) 『中国統計年鑑(1993)』p. 215. p. 219. 『中国統計年鑑(1994)』p. 213. p. 216.

入572億元で企業収入の方が多いが、1985年に税収の比重が増し企業収入が減っている。最近はその傾向がますます顕著である(注5)。

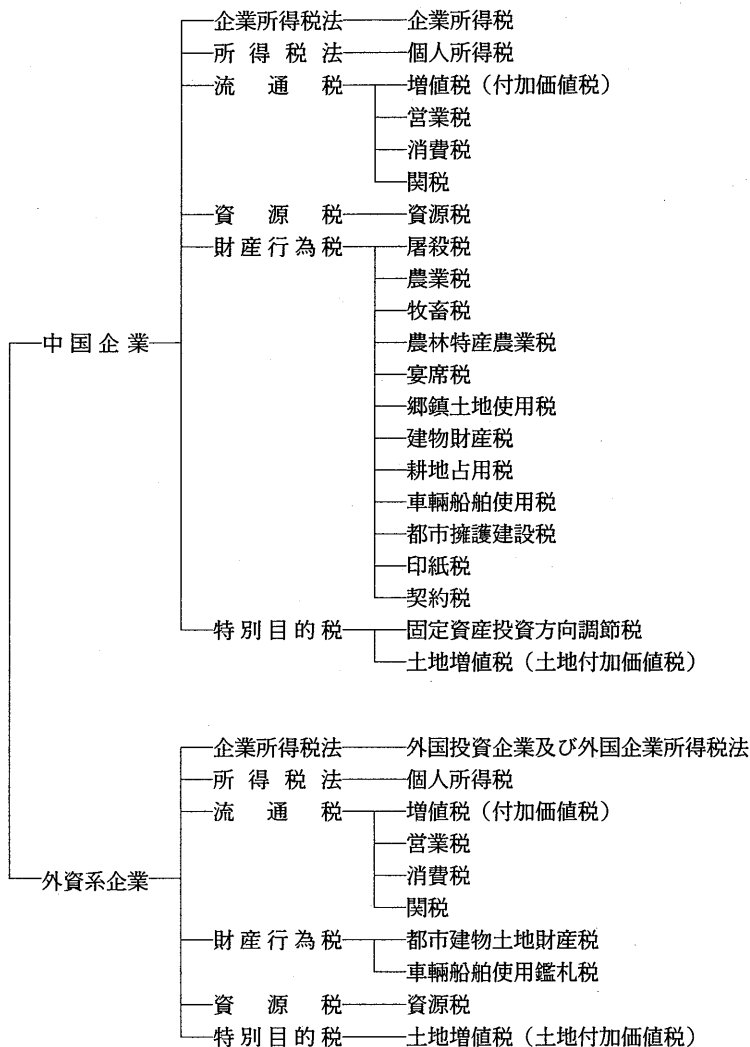
利潤上納を税金納付へと改めた制度の目的は、利潤ならば、企業は赤字の時は納付しなくても済むが、税金となれば黒字とか赤字とかに関係なく納付しなければならない。とかく今迄、中国の企業は親方「五星紅旗」で、国家と企業の結びつきが強かった。現在行っている企業の改革は、企業自体を国から独立した「経営体」とすることをめざす。「利改税」もその一環であるし、「国营企業」という名称を所有と経営の分離という観点から「国有企業」と改めたのもそのためである。

以上の税制改革によって作られた租税体系の全体像はいまだ不明確な点もあるが、1994年2月末の時点では5表の通りとなる。

ただし、こうして出来た中国の租税体系は未だかなりの矛盾を有している。

中共14期3中総会で決定された「社会主義市場経済体制の確立について

5表 中国の租税体系（1994年2月末現在）



(注) ()中は筆者が記す。

(資料) 近藤義雄『中国投資の実務』p. 43.

ての若干の問題に関する中共中央の決定」(1993年11月)では、当面の財政租税改革の目標を、以下の二点とする^(注6)。

①現行の地方財政請負制を中央と地方の職務権限を合理的に区分する分税制とし、中央税収体系と地方税収体系を確立する。

②税法の統一、税負担の公平、税制の簡素化を行なう。

そのために、1994年を「税制改革元年」と位置づけ次の改革を行った。

①個人と企業の所得税の改正。国有、集団、私営等異なる所有制の企業の所得税を統一し、併せて国内企業と外国の企業の所得税も統一した。②付加価値税を中心とする間接税の改正^(注7)。

③諸税を現行の30余种から20種にする^(注8)。

ただし、中国の税制改革では、付加価値税(増値税)の還付の停止を典型的な例としてかなりの問題も残している^(注9)。

三. 現在の財政状況と当面する財政課題

1. 中央財政と地方財政

中国は1980年代を通じて地方(省)において財政請負制を実施してきた。その結果予算内資金の財政収支構造が大きく変化してきている。

6表で示すように、財政収入面からみると1981年の財政収入では中央からの収入が21%、地方収入が79%であり、地方の収入割合が圧倒的に多い。しかるに、1980年代後半から90年代では中央収入40%、地方収入60%となり地方の割合は減少している。他方、財政支出では1981年の支出のうちで中央支出54%、地方支出46%の割合であるが、最近では中央支出が40%、地方支出が60%となり中央の支出が減少している。

結局、最近では中央の財政収入と財政支出はともに約40%を占めるにすぎず、地方(省)の留保部分が多くなってきた。

この原因は「改革、開放」政策以来、地方がやる気を起こし(とくに東部沿海諸省)、経済を活性化させたこと、並びに、財政請負制を実施した

6表 中央財政と地方財政

年度	項目	財政収入		財政支出	
		中央(%)	地方(%)	中央(%)	地方(%)
1981		20.6	79.4	54	46.0
1982		23.0	77.0	49.9	50.1
1983		29.8	70.2	49.7	50.3
1984		34.9	65.1	47.8	52.2
1985		37.9	62.1	45.3	54.7
1986		40.6	59.4	41.3	58.7
1987		38.2	61.8	42.1	57.9
1988		39.8	60.2	39.2	60.8
1989		37.5	62.5	36.4	63.6
1990		41.3	58.7	39.8	60.2
1991		38.8	61.2	39.8	60.2
1992		39.7	60.3	41.4	58.6

(注) 収入の中には国外借款も含む。

(資料) 『中国統計年鑑(1993)』p. 229 より作成。

結果、省が中央へ上納する部分が減少したことによっている。

以上のことと、後述する予算外資金の増加が加わり、中央財政構造を弱め、中央政府に資金が集中しにくいことになる。

この弊害を是正するために「分税制」を実施した。この制度では中央の収入を60%に引きあげ(実際は20%前後の収入を地方政府に支給)、地方への支出を60%とし中央の財政権限を確立することをめざす(注10)。しかるに前述したようにパイのとり分で中央が大きく取ることに對しては、地方政府が1980年代に得た既得権を失うことになるので強力な抵抗をしている。このことは94年10月に開催された中国共産党14期4中総会の「党建設強化に関するいくつかの重大な問題についての党中央決定」においても、一部の地方や部門が中央に公然と反抗し、地方から中央への税金上納に支障が出ると報告されており(注11)、中央と地方の関係が緊張している所もあるようだ。

中国の場合、財政権限を中央がにぎるのかそれとも地方がにぎるのかは

政治上の力関係でもある。中央の政策で中央収入 60, 地方収入 40 と決定しても、中国では「上に政策あれば下に対策がある」と言われるように表面上の政策と実態とは別であり、この実態をさぐるのは仲々むづかしい。

今後、中央と地方の関係を決めた「分税制」がどうなるのかは鄧小平後との関連で注目に値する^(注12)。

2. 省の財政状況

次に省レベルの財政状況について分析する。中国が「改革、開放」政策をとり入れて以来、財政状況も省に応じて多様となり、省の財政状況をみておくことは中国経済を分析する上でポイントである。しかるに、地方(各省)の財政状況についてはかならずしも充分の資料がある訳ではないので、不整合の場合もあろう。

まず、地方財政の伸び率の変化を示す(1図)。毛沢東の時代に成長率が高かった上海市、遼寧省、北京市等が1978年以降ではかなり急激に落ち込んでいる。他方、「改革、開放」で恩恵を受けた広東省、福建省等は上位に飛躍しており、順位が激変している。

次に、省の財政状況は7表の通りとなる。

これで見ると1991年の時点では1人当たり財政収入が多いのは、第一位上海、第二位北京、第三位天津の順であり、以下遼寧、広東、浙江省と続く。地区別では言うまでもなく東部の諸省が財政収入が多い。「改革、開放」政策の影響を受けず経済的に条件の悪い西部地区は低い。中部地区の諸省はその中間にある。

つぎに1人当たり財政支出をみると第一位チベット、第二位北京、第三位上海、以下天津、青海、寧夏、新疆の順となる。

東部諸省は収入が多いので順位が高いのは当然であるが西部地区も比較的高いところもある。言うまでもなくこれは後進地区への援助のためである。

次に、財政自給率が低く、中央から財政補助を受けている貧困地区を分

1 図 地方財政の伸び率の変化（鄧小平時代と毛沢東時代）

鄧小平時代 1981～89年の 成長率 年%			毛沢東時代 1953～78年の 成長率 年%		
第1位	内 蒙 古	24.0	上 海	17.5	
第2位	雲 南	20.7	青 海	13.8	
第3位	海 南	20.3	遼 寧	13.7	
第4位	新 疆	19.1	北 京	13.0	
第5位	貴 州	19.0	甘 肅	11.8	
第6位	黑 龍 江	17.4	黑 龍 江	10.9	
第7位	青 海	16.8	寧 夏	9.8	
第8位	広 東	16.0	陝 西	9.6	
第9位	福 建	14.8	山 西	9.6	
第10位	吉 林	14.7	河 北	9.3	
第11位	広 西	14.4	新 疆	9.1	
第12位	四 川	14.3	江 蘇	8.8	
第13位	浙 江	13.6	山 東	8.5	
第14位	寧 夏	13.4	安 徽	8.5	
第15位	江 西	13.0	河 南	8.2	
第16位	河 南	10.9	浙 江	7.8	
第17位	安 徽	10.8	福 建	7.7	
第18位	陝 西	10.5	湖 南	7.7	
第19位	山 西	9.7	天 津	7.6	
第20位	湖 南	9.7	広 西	7.5	
第21位	湖 北	9.5	雲 南	7.3	
第22位	河 北	9.0	広 東	6.8	
第23位	甘 肅	8.7	江 西	6.7	
第24位	山 東	8.6	内 蒙 古	6.6	
第25位	江 蘇	7.9	貴 州	6.5	
第26位	遼 寧	4.9	吉 林	6.0	
第27位	北 京	3.7	四 川	6.0	
第28位	天 津	1.4	湖 北	—	
第29位	上 海	▲5.3	海 南	—	
第30位	チベット	—	チベット	—	
	全 国	11.6	全 国	7.2	

(資料) 原典、『全国各自治区直轄市歴史統計資料匯編 1949～1989』p. 51。
矢吹晋『図説、中国の経済』p. 107 より引用。

析する。8表で示す通り、1990年の時点で、財政自給率が最も低いのは、第一位チベットで1.3%、第二位青海41.4%、第三位寧夏43.2%であり、以下新疆44.9%、内蒙古53.3%、広西70%、貴州72.9%、雲南80.8%等3省5自治区となる。これらは最貧困の省で中央から逓増補助を受けている。

さらに、毎年一定額の補助を受けている4省（すなわち陝西、甘肅、吉

7表 中国各地の1人当たり平均財政収支順位表

1人当たり平均財政収入					1人当たり平均財政支出						
東 部 区	順 位	中 部 区	順 位	西 部 区	順 位	東 部 区	順 位	中 部 区	順 位	西 部 区	順 位
北 京	2	黒龍江	8	陝 西	23	北 京	2	黒龍江	13	陝 西	19
天 津	3	吉 林	9	甘 肅	15	天 津	4	吉 林	12	甘 肅	18
河 北	19	山 西	10	青 海	13	河 北	27	山 西	16	青 海	5
遼 寧	4	河 南	28	内 蒙 古	14	遼 寧	8	河 南	30	内 蒙 古	9
上 海	1	湖 北	17	寧 夏	20	上 海	3	湖 北	21	寧 夏	6
山 東	18	湖 南	22	新 疆	16	山 東	25	湖 南	26	新 疆	7
江 蘇	12	安 徽	29	広 西	25	江 蘇	22	安 徽	28	広 西	20
浙 江	6	江 西	27	四 川	26	浙 江	17	江 西	24	四 川	29
福 建	11			貴 州	24	福 建	15			貴 州	23
広 東	5			雲 南	7	広 東	14			雲 南	11
海 南	21			チベット	30	海 南	10			チベット	1

(注) この表は1991年の財政収支と1990年の人口を基に作成してある。

(資料) 『中国経済形勢与展望(1991~1992年)』p. 156.

8表 民族地区と民族地区と同一の地区の財政自給率

(%)

年度	項目	内 蒙 古	広 西	貴 州	雲 南	チベット	青 海	寧 夏	新 疆
1986		36.5	59.8	55.8	63.4	—	26.3	30.4	29.0
1987		42.4	64.0	68.2	69.6	—	32.7	34.7	34.4
1988		39.6	52.8	61.6	62.2	—	27.4	28.3	33.2
1989		51.2	70.5	68.9	76.4	0.9	42.1	40.6	45.5
1990		53.3	70.0	72.9	80.8	1.3	41.4	43.2	44.9

(資料) 前表と同じ。p. 157.

林、江西)は上述の省につぐ貧困な省であり、財政的には厳しいと言えよう(注13)。

3. 予算内資金と予算外資金

中国の財政は前述してきたような国家予算に計上し国家(中央政府と地方政府)が集中的に使用する資金である「予算内資金」と、さらに、地方政府、政府部門、単位(組織)が独自に使用する「予算外資金」の二つに分かれる。

最近では「予算外資金」は「第二の予算」とも言われ、9表で示すように、1991年の時点では収入では予算の90%、支出では予算の81%を占めるにいたった。

この資金は地方政府、行政事業単位、国有企業、主管部門が使用するが、余りに膨大になりつつあるために政府がマクロコントロールをする際に妨げになりつつある。現在中国は、「社会主義市場経済」への移行をめざし、従来の政府が経済を行政的にコントロールする政策を改めて、財政・金融政策で市場を統制する経済へと経済改革を進めている。しかるに、財政、金融政策でコントロールできるのは予算内資金であり、地方政府、国有企業が独自に使用できる予算外資金は統制しにくい。しかも予算外資金で行う固定資産投資(日本流に言えば政府の行う公共投資と民間の設備投資)は、1991年で1054億元(予算外支出の3分の1)もあり、財政、金融政策がうまくいかない原因となっている。

9表 財政構造の変化

(億元)

年度	項目 予 算 収入(A)	予 算 外 収入(B)	B/A	予 算 支出(C)	予 算 外 支出(D)	D/C
1984	1,502	1,188	79.1	1,546	1,115	72.1
1986	2,260	1,737	76.9	2,331	1,578	67.7
1991	3,611	3,243	89.8	3,814	3,092	81.1

(資料)『中国統計年鑑』1992年、1993年。

4. 国家の財政収支構造

今までみてきたように、中国の財政は、中央財政は赤字であるのに、地方財政は黒字で、かつ予算外資金は膨大であるという構造になりつつある。

ここでは中国の国家財政収支について主要な点のみ分析しておきたい(注14)。

近年の財政収入状況を示すと4表の通りとなる。

1993年で5088億元となり、1978年の4.5倍となった。さらに、財政収入の特徴は、前述したように総収入に占める税収の割合が増加したことと国有企業からの収入が少ないことである。80年代、郷鎮企業と三資企業の発展は速かったが、中国企業の中核である国有企業は3分の1は赤字体質といわれ、税収が少なく、他方で企業への補助金は多額であり、財政赤字を作る主因の一つとなっている。国有企業の改革は焦眉の急である。

次に、財政支出について主要な項目をみていこう(10表参照)。

①まず、基本建設支出について言えば、基本建設支出、あるいは固定資産投資は経済改革以前は財政支出であったが、現在は財政支出と銀行融資に資金ルートをかえ、金利がつくことでより厳しくしている。中国は1980年代に10%に近い高度成長をなしたとげたが、91年にも8%、92年13.6%、93年13.4%(GNP)、94年11.8%(GDP)の成長をした。高成長とともに常に固定資産投資も過熱気味でインフレの原因となっている。現在もインフレ抑制のために基本建設投資を抑制する政策をとる。しかしこの投資のコントロールはむつかしい。というのは第一に、中央政府が予算内資金を引きしめても、地方と企業は予算外資金で基本建設を行う。第二に、中国は現在「社会主義市場経済」へと移行しつつあり、石炭等基礎資材の公定価格を撤廃しつつある。そのために国家が配給する生産財が少なくなり、従来のような統配物資による統制ができないためである。第三に、資金ルートも多様化している。今後ともこの資金の抑制はむつかしいと思わ

10表 国家の財政支出

年度 \ 項目	財政支出	基本建設支出	企業の潜在力発掘、技術改造資金、新製品開発費	農村生産支出、各項農業事業費
1978	1,111.0	451.92	63.24	76.95
1987	2,448.5	628.12	124.93	134.16
1988	2,706.6	633.37	151.01	158.74
1989	3,040.2	625.76	146.30	197.12
1990	3,452.2	725.60	153.91	221.76
1991	3,813.6	739.75	180.81	243.55
1992	4,389.7	764.81	223.62	269.04
1993	5,287.4	900.83	421.38	323.42
1994	—	—	385.08	378.0

(資料) 『中国統計年鑑(1993)』 p. 215. pp. 222-223, 『財政』1994年5期。

(注) ①1992年以降、予算項目が変更されたため比較不可能な項目は空白に
 ②1994年は予算。

れる。

②つぎに農業と農村問題についてふれる。中国で農業と農村問題は深刻である。現在中国で世帯の年収が300元以下の貧困家庭は内陸の農村を中心に8000万人にのぼる。都市住民と農村住民の所得格差は拡大している。その他、①1994年の穀物生産は4億4500万tで前年比1200万tの減産となり、食糧の作付面積も警戒ライン(16億5千万ムー)を割った。一人当り食糧も1984年の398Kgから92年に380kgに減少した。農民の穀物生産意欲が減退している。②さらに都市への農民の流入(民工潮、盲流)、③農村の余剰労働力の就業問題、④農民の負担金の増加、⑤農産物買付けの際の現金支払い率の低下等問題は山積みしている。確かに近年農業予算を増加させ農民生活のレベルアップを計ろうとしているが、今後とも一層農業振興をしなければならない^(注15)。

③国防費の増加も著しい。1989年以降、国防予算は対前年比二桁の伸びで、1994年には89年の2倍となった(10表)。さらに、公表されていない国防費を加えると、公表された額の2～3倍、あるいは7倍ともいわ

(億元)

文教, 科学, 衛生事業費	国防費	行政管理費	債務支出	価格補助支出
112.66	167.84	49.09	—	—
402.75	209.62	195.48	79.83	294.60
486.10	218.00	239.35	76.75	316.82
553.33	251.47	284.77	72.36	373.55
617.29	290.31	333.47	190.40	380.80
708.00	330.31	375.81	246.80	373.77
792.96	377.86	463.41	438.57	321.64
957.77	425.80	585.77	336.22	299.30
1,132.96	520.40	613.59	—	383.42

『中国統計年鑑(1994)』p. 213. p. 216.
してある。

れ、中国の南シナ海への海軍力強化と海洋進出とともに、周辺諸国の「中国脅威論」を台頭させている。中国側は国防費の増加は、物価上昇に起因した兵士の給与、食糧費などの軍の維持・管理のための経費とし、兵器装備等ではないとして「中国脅威論」を否定する。しかしこれは議論の分れる所である^(注16)。

④つぎに各種補助金についてみてみよう。

補助金には物価補助金と国有企業への補助金がある(10, 11表)。前者は、食糧、油、綿花等に対する逆ざや補助金と農業生産支援の農業生産手段補助金(化学肥料、農業用軽油、農業用電力、農業用機械)等よりなる。後者は赤字の国有企業への補助金をさす。いずれにせよ各種補助金はかなりの額となる。たとえば1991年では、884億元、1992年は766億元にのぼる(11表)。中国経済は補助金にどっぷりとつかった構造であり、これから脱却するのは大変むつかしい。

⑤その他、行政管理費は最近急増しているし、文教・科学事業の方面は力を入れている部門である(10表)。

最後に、中国の財政全体について分析する。

中国の財政赤字は恒常化している。とくに最近は急増している。1993年は205億元、94年予算でも669億元を計上する(12表)。さらに財政赤字に国債と国外借款を加えた実質赤字は1993年で899億元となり財政赤字は深刻である。

さらに、最近の中国の対外債務は1992年末で693億ドル、93年末には800億ドルとなった(13表)。DSR(輸出収入に占める元利返済比率)は92年末の7.3%から93年は16%となり、国際的な警戒ラインとされる20%に近づきつつあり、注意を要する。

11表 財政による物価補助金と企業への補助金 (億元)

項目 年度	合計 (①+②+ ③)	食糧、綿花、 油の価格補 助 ①	肉の価格増 加調整補助 ②	その他価格 補助 ③	企業への 欠損補助金
1987	294.60	195.43	42.74	56.43	376.43
1988	316.82	204.03	40.40	72.39	446.46
1989	370.34	259.47	40.53	70.34	598.88
1990	380.80	267.61	41.78	71.41	578.88
1991	373.77	267.03	42.46	64.28	510.24
1992	321.49	224.32	37.61	59.56	444.96

(資料) 『中国統計年鑑(1993)』。p. 219. p. 231.

12表 財政収支と債務収入 (単位：億元)

項目 年度	財政収支 (A)	債務収入 (B)	そのうち		実質赤字 (A)+(B)
			国庫券等	国外借款	
1987	-79.6	169.55	63.07	106.48	249.15
1988	-78.6	270.78	132.17	138.61	349.38
1989	-92.3	282.97	138.91	144.06	375.27
1990	-139.6	375.45	197.24	178.21	515.05
1991	-202.7	461.40	281.27	180.13	664.1
1992	-236.63	669.68	460.77	208.91	906.31
1993	-205	693.84	384.84	309	898.84

(資料) 『中国統計年鑑』、『財政』1994年5期。

13表 中国の対外債務

(単位：億ドル)

年 度	外債の種 類	年 末 の 外 債 残 高	そ の 内 訳	
			中・長期債務	短 期 債 務
1986		215	167	48
87		302	245	57
88		400	327	73
〃		420①	—	—
89		413②	—	—
90年				
6月末		454②	—	—
90		525③	472④	53④
91		606⑤	503⑤	103⑤
92年末		693⑥	585⑥	108⑥
93年末		800⑦	—	—

(資料) ①は世界銀行資料。②は『朝日新聞』90年11月28日。③『中国通信』91年11月14日。④『中国通信』92年4月22日。⑤『中国通信』92年8月25日。⑥『中国通信』93年7月9日。⑦『朝日新聞』94年2月24日。ほかは、『人民日報』海外版89年10月7日。

終わりに

現在、中国は高度成長を持続している。このまま進めば「21世紀は中国の時代」とも言われる。しかし、高度成長に伴う「ひずみ」も発生している。こうした中で、財政面からみた場合、中央の権限と地方主義の対立する分税制や租税改革、さらには中国の財政が直面する諸問題（財政赤字、補助金の増大、予算外資金の増加等）は深刻なものもあり、今後どうなるのか鄧小平後との関連で注目に値する。

注

(注1) 「建立分税制分級財政体制理順中央与地方的分配関係」、『財政改革和財政政策研究』、中国経済出版社。なお、中央と地方の関係については、『中国問題に関する香港会議報告書』（NIRA 研究叢書）を参照のこと。

- (注2) 「唱好財稅改革的頭重戲」、『人民日報』1993年11月23日。『中国通信』1993年11月26日。
- (注3) 「九个省区市实行分稅制」、『人民日報』1992年6月20日。
- (注4) たとえば、全国人民代表大會第8期第2回會議(94年3月開催)では、中央政府の財政権限を強化することにつながる「予算法」に対しては、全国の20.6%の批判票がでる異例の結果となった。また中央政府の稅収の取り分を増やす「分稅制」を盛りこんだ1994年予算案にも11.3%の批判票がでている。『朝日新聞』1994年3月23日。
- (注5) なお、各種稅収の内容をみれば、92年予算では、製品稅22.1%、營業稅20.3%、国营企業所得稅18.1%、付加價值稅15.7%、關稅6.6%、農業稅2.4%、国营企業調節稅1.8%となる。『財政』1992年5期、p.5。
- (注6) 『人民日報』1993年11月17日。
- (注7) 『人民日報』(海外版)1993年12月18日等。
- (注8) 「統一稅制へ大きく踏み出す」『北京週報』1993年、No.25。なお、稅制改革の詳細については「新しい稅制がスタート」『北京週報』1994年No.11、「中国財政稅制改革の重要な施策」『中国經濟』1994年3月号を参照のこと。
- (注9) 「増值稅」とは、中国財政省と国家稅務総局が工商統一稅に代って1994年1月から外資系企業に導入した一種の付加價值稅をさす。13%と17%の稅率がある。導入当初は中国国内で原料を調達して製品を輸出する場合、増值稅は還付するとしたが94年8月25日に還付は停止するとした。日系企業の対中進出にとっては死活問題であり政治問題化しつつある。『日本經濟新聞』1994年11月11日。
- (注10) 朱溶基報告『日本經濟新聞』1994年2月25日。
- (注11) 『中国通信』1994年10月14日、17日。他に「自覺維護中央的權威」(『人民日報』1994年11月29日)でも、分散主義、地方主義に反対している。
- (注12) 1994年の分稅制の実施状況についてみておきたい。94年は沿海部の諸省では稅収は急増し、広東省の稅収は前年比44%増の522億元、上海市は同40.6%の373億元となった。また、浙江省209億元、福建省で133億元であった。しかし、分稅制については中央政府と地方政府が総論では合意しているが、中央と地方の稅目別の分配率では一致していないという。

そのために、上海市は約200億元を中央に納稅することで合意した

が、広東省は交渉は難航し中央への納税額は明らかにされていない。また、山東省でも交渉が続いており納税額は決まっていない模様である（『日本経済新聞』1995年2月11日）。本論文で述べたように分税制を徹底させるのにはまだまだ紆余曲折があろう。

- (注13) 1985年に財政を中央上納と地方留保に分けた。この時全国を五つの型に分けたが、中央から定額補助を受ける4省（陝西、甘肅、吉林、江西）を貧困省とし、また中央から逦増補助をうける3省5自治区（内モンゴル、新疆、チベット、広西、寧夏、雲南、貴州、青海）を最貧困地区としている。

なお他の3つの方法とは①北京、上海等15の省・市で行なわれた「総額で分ける方法」、②広東と福建で行なわれた大請負制（毎年定額を上納すれば後は地方が自由に使える。自主権が最も大きい）、③計画単列都市（重慶等7都市）をさす。『当代中国財政（上）』pp. 376-377.

- (注14) 各年毎の財政状況については筆者が『新中国年鑑（1984年版）』および『中国年鑑（1986年から1994年版）』で分析しているので参照のこと。

なお、使用する統計について言えば、中国の国家予算は1992年予算において、単式予算から複式予算に改めた。そのために過去の年度との項目の比較は予算編成の当事者でないとわかりにくい。従って92年分までは比較可能だが、93年以降は部分的に比較可能な数字のみを比較の対象としている。

- (注15) 『朝日新聞』1995年1月12日、『読売新聞』1994年12月27日、『北京週報』1993年No.11

- (注16) 茅原郁生「中国軍事力」、『中央公論』1995年2月号。